

●道路法等の一部を改正する法律(平成26年6月4日公布)

(高速道路の計画的な更新とスマートインターチェンジの整備等による地域活性化を図る法律)

首都高速道路等の高速道路の老朽化に対応した迅速かつ計画的な更新事業を行うとともに、高速道路の活用を図るため、現行の料金徴収期間後の一定期間における継続的な料金徴収、立体道路制度の既存の道路への適用拡大、スマートインターチェンジの整備に対する財政支援等の所要の法的措置を講ずる。

1. 背景・必要性

○建設開始後半世紀を経て老朽化が進む高速道路の更新を、厳しい財政状況の中でも迅速かつ計画的に推進する必要



鉄筋コンクリート桁における
主要な鉄筋の腐食
橋脚部における
コンクリートのひび割れ

○都市再生や地域活性化を進めるため、高速道路の活用を図るための新たな方策が必要



未活用の状態にある
首都高速道路の上部空間

アメリカ	5Km
ドイツ	7Km
イギリス	4Km
日本	10Km

諸外国と比べて広いインターチェンジ間隔(スマートICを除く)

2. 改正事項

(1) 高速道路の計画的な更新の実施

①計画的な更新を行う枠組みの構築

- 高速道路機構・高速道路会社間の協定と、高速道路機構の業務実施計画に、更新事業を明記(国土交通大臣が業務実施計画を認可)【高速道路機構法】

②更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定(世代間の負担の平準化)

【道路整備特別措置法】



(2) 高速道路の活用による維持更新負担の軽減と地域活性化

①道路上部空間の活用による、都市再生事業と高速道路の維持更新事業との連携

- 立体道路制度の既存の高速道路への適用拡大【道路法】

②高架下空間の活用

- 占用基準の緩和、入札方式の導入【道路法】

③地域活性化のための高速道路の活用

- スマートインターチェンジの整備に対する財政支援【高速道路機構法】